

阿南高専科学技術振興会会則

（名称）

第1条 本会は、阿南高専科学技術振興会と称する。

（目的）

第2条 本会は、阿南工業高等専門学校を拠点とした産学官連携により技術交流の促進と地域の活性化に寄与するとともに、阿南工業高等専門学校における教育研究の振興を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 阿南工業高等専門学校の教育及び研究に対する助成事業
- (2) 産学官の共同研究、技術研究開発等の促進に関すること
- (3) 科学技術振興のための講演会、研究会等の開催及び情報誌の発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

- (1) 企業会員 この会の目的に賛同して入会し、本会の活動を推進する企業等の代表者
 - (2) 個人会員 この会の目的に賛同して入会し、本会の活動を推進する個人
- 2 本会への入会及び退会は、本会事務局に所定の書類により届け出るものとする。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 3名
理事 15名以内
監事 若干名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、本会運営に関する事項を処理する。
- 4 監事は、本会の会計及び事業の状況を監査する。

(顧問)

第7条 本会への指導と援助を受けるため、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ意見を述べることができる。

(相談役)

第8条 本会の運営や活動を円滑に推進し、維持発展させるため、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長経験者及び学識者から理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応ずるとともに、会議に出席し意見を述べるができる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、定期総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認めるときに開催する。開催が困難である等の場合は、文書又は電磁的方法によって審議することができる。

- 2 会長は、総会の議長となる。
- 3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画
- (2) 予算
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項

- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の総会における委任状の提出は、電磁的方法も可能とする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。開催が困難である等の場合は、文書又は電磁的方法によって審議することができる。

- 2 会長は、理事会の議長となる。
- 3 理事会は、本会の事業計画及び運営に関する諸事項を協議し、及びこれを処理する。

(運営経費)

第12条 本会の運営経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は次のとおりとする。

- (1) 企業会員 1口 20,000円、1口以上
- (2) 個人会員 1口 5,000円、1口以上

3 会費は、入会時及び毎年度納入（入会年度を除く。）するものとし、既納の会費は返還しないものとする。退会時においても同様とする。

4 会費の納付が3年以上ないときは、退会したものとみなす。

（会計年度）

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第14条 本会の事務局を、阿南工業高等専門学校内に置く。

（その他）

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この会則は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年3月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年6月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年6月25日から施行する。